山市、滋賀県栗東市、滋賀県甲賀市、滋賀県野洲市、滋賀県湖南市、滋賀県米原市、京都府、京都府福知山市、京都府舞鶴市、京都府宮津市、京都府亀岡市、京都府城陽市、京都府長岡京市、京都府八幡市、京都府京田辺市、京都府京丹後市、京都府南丹市、大阪府堺市、大阪府岸和田市、大阪府泉大津市、大阪府貝塚市、大阪府守口市、大阪府茨木市、大阪府泉佐野市、大阪府寝屋川市、大阪府河内長野市、大阪府大東市、大阪府柏原市、大阪府藤井寺市、大阪府大阪狭山市、大阪府阪南市、兵庫県、兵庫県尼崎市、兵庫県洲本市、兵庫県芦屋市、兵庫県豊岡市、兵庫県加古川市、兵庫県赤穂市、兵庫県川西市、兵庫県三田市、兵庫県南あわじ市、兵庫県たつの市、奈良県、奈良県天理市、奈良県桜井市、奈良県生駒市、奈良県葛城市、奈良県宇陀市、和歌山県、和歌山県海南市、和歌山県有田市、和歌山県御坊市、和歌山県田辺市、和歌山県新宮市、和歌山県紀の川市、和歌山県岩出市、鳥取県、鳥取県倉吉市、鳥取県境港市、鳥取県若桜町、鳥取県八頭町、鳥取県湯梨浜町、鳥取県北栄町、鳥取県日吉津村、鳥取県伯耆町、鳥取県日野町、島根県浜田市、島根県出雲市、島根県大田市、島根県江津市、島根県川本町、島根県美郷町、島根県邑南町、島根県津和野町、島根県吉賀町、岡山県倉敷市、岡山県玉野市、岡山県笠岡市、岡山県総社市、岡山県高梁市、岡山県新見市、岡山県赤磐市、広島県、広島県呉市、広島県三原市、広島県府中市、広島県三次市、広島県江田島市、広島県坂町、広島県北広島町、広島県世羅町、山口県宇部市、山口県防府市、山口県長門市、山口県美祢市、山口県周南市、山口県山陽小野田市、徳島県小松島市、徳島県阿南市、徳島県吉野川市、徳島県阿波市、徳島県美馬市、香川県、香川県高松市、香川県丸亀市、香川県善通寺市、香川県観音寺市、香川県さぬき市、香川県東かがわ市、香川県三豊市、愛媛県西条市、高知県室戸市、高知県安芸市、高知県南国市、高知県須崎市、高知県土佐清水市、高知県香南市、高知県香美市、福岡県大牟田市、福岡県筑後市、福岡県大川市、福岡県豊前市、福岡県中間市、福岡県筑紫野市、福岡県大野城市、福岡県太宰府市、福岡県古賀市、福岡県みやま市、福岡県糸島市、佐賀県武雄市、佐賀県鹿島市、佐賀県嬉野市、長崎県、長崎県諫早市、長崎県平戸市、長崎県松浦市、長崎県西海市、長崎県雲仙市、大分県臼杵市、大分県竹田市、大分県豊後高田市、大分県杵築市、大分県由布市、宮崎県宮崎市、宮崎県えびの市、鹿児島県、鹿児島県出水市、鹿児島県薩摩川内市、鹿児島県南九州市、鹿児島県姶良市、鹿児島県長島町、沖縄県石垣市、沖縄県糸満市、沖縄県沖縄市、沖縄県うるま市、沖縄県宮古島市、沖縄県南城市	
北海道函館市、北海道北斗市、埼玉県さいたま市、東京都小金井市、東京都福生市、神奈川県綾瀬市、新潟県新発田市、石川県羽咋市、石川県白山市、福井県、福井県あわら市、福井県坂井市、山梨県、静岡県浜松市、静岡県伊東市、静岡県掛川市、静岡県御前崎市、滋賀県東近江市、大阪府池田市、大阪府吹田市、大阪府高槻市、大阪府八尾市、大阪府松原市、大阪府四條畷市、兵庫県明石市、兵庫県伊丹市、兵庫県小野市、兵庫県丹波市、島根県雲南市、岡山県、岡山県岡山市、岡山県津山市、岡山県備前市、山口県周防大島町、徳島県、徳島県三好市、愛媛県、高知県、高知県高知市、高知県四万十市、福岡県北九州市、佐賀県、佐賀県佐賀市、大分県大分市、鹿児島県鹿児島市、鹿児島県垂水市、鹿児島県いちき串木野市、鹿児島県奄美市	告示別表第二の0350175の項の機能要件の欄に掲げる機能要件
東京都昭島市、愛知県江南市	告示別表第三の医療費通知書等に関する帳票要件
千葉県船橋市、神奈川県横須賀市、静岡県浜松市、静岡県焼津市、広島県呉市、高知県高知市	告示別表第三の生活保護の申請、決定及び変更に係る申請書等、進学・就職準備給付金申請書、就労自立給付金申請書及び就労自立給付金決定通知書に関する帳票要件

○厚生労働省告示第三百二十号

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第十一条に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令（令和八年厚生労働省令第百二十六号）附則第三条の規定に基づき、同条の規定により厚生労働大臣が認める地方公共団体が利用する生活保護システム及びレセプト管理システム並びに厚生労働大臣が定める日を次のように定める。

令和八年八月七日

厚生労働大臣　上野賢一郎

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第十一条に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令附則第三条の厚生労働大臣が認める地方公共団体が利用する生活保護システム及びレセプト管理システムとし、同欄に掲げる地方公共団体に係る厚生労働大臣が定める同令を適用する日（以下「適用日」という。）は、それぞれ別表の左欄に掲げる地方公共団体の利用する生活保護システム及びレセプト管理システムは、別表の左欄に掲げる地方公共団体に係る厚生労働大臣が定める同令を適用する日（以下「適用日」という。）は、それぞれ同表の右欄に掲げる日とおりとする。

別表

地方公共団体	適用日
北海道釧路市、北海道深川市、北海道恵庭市、青森県青森市、青森県八戸市、岩手県奥州市、宮城県塩竈市、宮城県多賀城市、宮城県東松島市、秋田県秋田市、福島県いわき市、福島県白河市、福島県須賀川市、栃木県、栃木県小山市、群馬県前橋市、埼玉県、埼玉県川越市、埼玉県所沢市、埼玉県越谷市、埼玉県蕨市、埼玉県新座市、埼玉県ふじみ野市、千葉県市川市、千葉県八千代市、東京都新宿区、東京都文京区、東京都台東区、東京都目黒区、東京都中野区、東京都杉並区、東京都北区、東京都荒川区、東京都板橋区、東京都練馬区、東京都葛飾区、東京都江戸川区、東京都八王子市、東京都調布市、東京都町田市、東京都東村山市、神奈川県相模原市、新潟県新潟市、新潟県五泉市、新潟県上越市、富山県、富山県富山市、富山県高岡市、富山県魚津市、富山県氷見市、富山県滑川市、富山県小矢部市、富山県砺波市、富山県黒部市、富山県砺波市、富山県射水市、石川県金沢市、石川県加賀市、福井県福井市、長野県伊那市、岐阜県岐阜市、岐阜県大垣市、岐阜県高山市、岐阜県美濃市、岐阜県瑞浪市、岐阜県羽島市、岐阜県土岐市、岐阜県各務原市、岐阜県可児市、岐阜県山県市、岐阜県飛騨市、岐阜県本巣市、岐阜県下呂市、静岡県静岡市、静岡県沼津市、静岡県菊川市、愛知県岡崎市、愛知県半田市、愛知県安城市、愛知県蒲郡市、愛知県知立市、愛知県北名古屋市、京都府宇治市、京都府向日市、大阪府、大阪府東大阪市、兵庫県姫路市、兵庫県西宮市、兵庫県宝塚市、兵庫県高砂市、兵庫県丹波篠山市、兵庫県淡路市、奈良県奈良市、奈良県大和高田市、奈良県大和郡山市、和歌山県橋本市、鳥取県鳥取市、島根県飯南町、島根県海士町、島根県知夫村、岡山県井原市、岡山県瀬戸内市、岡山県真庭市、岡山県美作市、岡山県浅口市、岡山県西粟倉村、広島県東広島市、広島県安芸高田市、	令和９年４月１日